

「こども 110 番の家」とは

●「こども 110 番の家」

不審者等の危険にさらされた、また友達が危険な状況にあるなど、子供たちが身に危険を感じたときなどに助けを求めてきた場合、緊急避難場所として、一時的に保護し、警察や学校、保護者などの関係機関に連絡していただくところです。

●お願いすること

・プレートの掲示

「こども 110 番の家」のプレートは、玄関先や門、もしくは店頭の見え易い所に掲示してください。子供たちに「地域の人に守られている」という安心感を与えるほか、犯罪抑止効果もあります。

「こども 110 番の家」のプレートの位置は、子どもの目線の高さにするのが最適です。プレートが物の陰になっていないか、道路から見えやすいか等点検して掲示してください。



・子どもの保護

避難してきた子どもを、警察官や保護者が来るまで保護してください。

・関係機関に連絡

何があって避難してきたのか子どもに確認し、必要であれば警察、消防、学校に通報・連絡してください。

●「こども 110 番の家」見舞金補償制度について

田戸小学校 PTA は地域の方々が安心して「こども 110 番の家」にご協力いただけるように、「こども 110 番の家」見舞金補償制度に加入いたします。加入手続き並びに加入費用の負担は田戸小学校 PTA が行いますので、皆様にご負担やご迷惑をおかけすることはありません。

補償内容は、「こども 110 番の家」運動に直接関連してその協力者等が傷害を被った場合の傷害見舞金と「こども 110 番の家」運動に直接関連して建物等が損壊した場合の財物損壊見舞金があります。詳細につきましてはお問い合わせ下さい。